

米子市監査委員告示第6号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月11日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田 昭
米子市監査委員 安田 篤

1 監査の対象

建築相談課

2 監査の範囲

主として平成31年4月1日から令和元年8月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

令和元年10月25日

4 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・安田 篤

5 監査対象の概要

建築相談課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 建築物等の建築確認に関すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき特定行政庁として処理すべき事務に関すること。
- (3) 建築審査会に関すること。
- (4) 地区計画の区域内における建築物の制限に関すること（総合政策部都市創

造課の所掌に属する事項を除く。)

- (5) 娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する事(総合政策部都市創造課の所掌に属する事項を除く。)
- (6) 米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する事。
- (7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく優良住宅及び優良宅地の認定(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。)で定めるところにより市が処理することとされたものを含む。)に関する事。
- (8) 住宅金融支援機構受託業務に関する事。
- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (11) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (13) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の規定に基づく事務に関する事。
- (14) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)の規定に基づく事務に関する事。
- (15) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)の規定に基づく事務に関する事。
- (16) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に基づく事務に関する事。
- (17) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)の規定に基づく事務に関する事。
- (18) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の規定に基づく事務に関する事。
- (19) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の規定に基づく事務に関する事。

- (20) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく開発行為に係る事務に関すること。
- (21) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の規定に基づく事務に関すること。
- (22) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の規定に基づく事務に関すること。
- (23) 景観形成に係る企画調整に関すること。
- (24) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の規定に基づく事務に関すること。
- (25) 土地区画整理事業に係る証明及び確認に関すること。

また、令和元年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和元年8月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

- (ア) 手数料においては、適正に処理されていた。
- (イ) 国庫支出金においては、適正に処理されていた。
- (ウ) 県支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 諸収入においては、適正に処理されていた。

- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 使用料に関する支出事務については、契約書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ケ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

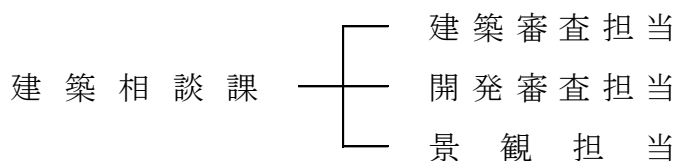
(2) 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備に関する事務については、建築相談課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項は符合した。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納（受払）簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表 令和元年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(令和元年8月末日現在)

歳 入

(単位；円，パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務手数料	10,000	3,500	3,500	0	35.0	100.0
土木手数料	12,076,000	4,993,550	4,863,800	129,750	40.3	97.4
土木費国庫補助金	21,403,000	0	0	0	0.0	—
土木費県補助金	11,317,000	8,886,000	0	8,886,000	0.0	0.0
雑 入	25,000	10,220	5,390	4,830	21.6	52.7
合 計	44,831,000	13,893,270	4,872,690	9,020,580	10.9	35.1

歳 出

(単位；円，パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
都市計画総務費	784,000	238,969	219,634	564,366	28.0	91.9
建築指導費	131,036,000	55,695,929	38,894,932	92,141,068	29.7	69.8
合 計	131,820,000	55,934,898	39,114,566	92,705,434	29.7	69.9